

【 3 】

氏 名	若 林 喜 三 郎 わか ばやし き さぶ ろう
学 位 の 種 類	文 学 博 士
学 位 記 番 号	論 文 博 第 26 号
学位授与の日付	昭 和 42 年 5 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	藩制成立史の研究 —加賀藩の改作法を中心として—

(主 査)
論文調査委員 教授 小葉田 淳 教授 赤松俊秀 教授 織田武雄

論 文 内 容 の 要 旨

主論文と副論文4編より成り、主論文は藩制成立史の一典型として、加賀藩制をとりあげ、その成立過程を改作法と称する農政改革を通じて追究したもので、3編に分かれる。

第1編は天正9年前田利家の能登入部より慶長末年まで、改作法施行の前段階の時代をとりあつてゐる。加賀藩では、一向一揆の討滅などにより地侍層は剝滅され、藩制初期より知行の分給法式をとり、家臣の地方知行を排除し得た。しかし給人は相対免のため恣意的な免上が認められ、また夫役賦課の自由が残され、地方知行の遺形が見られた。村落では豪農層が支配権を持ち、豪農層・高持層の手作経営・賦役経営があり、無高層の下人・名子などの隷属農のほか、自立した小農層もあった。利家の能登入部以来、豪農層に扶持を与え、地域ごとに治安維持や貢租徴収の業務を担当させた。慶長・元和年間に、扶持百姓は1村切の村肝煎と10カ村ほどの組を支配する十村肝煎に分化整理され、郷村支配の体制が強化された。慶長8年棟役銀取立のための役家設定、この頃新田開発の盛んとなったことは、十村制度の整備強化の背景をなすのである。

第2編は改作法施行を中心に述べている。元和2年より同6年にかけて、検地を施行し村々単位の貢租制度を確立した。検地の結果は収奪は強化され、またこの頃貨幣経済が農村に浸透して百姓の窮乏化を進めることになった。給人特に下級給人は肥沃でなく米の売払にも不便な知行地が多く、経済的困窮が増すとともに、相対免・夫役賦課の権限によって百姓に対し恣意的な収奪を強化する。農民の抵抗は凶作があれば、さらに激化する状態で、これらの事情が改法作施行の直接的原因となった。改作法は隠居していた利常の手で、慶安4年にはじまり明暦2年に終了した農政改革であり、その当面の目標としては、農民の貢租未納分を用捨し、また農民の負債を破棄させ、耕作入用銀米などを貸与して、農民の一人一人に再生産能力を附与するにあった。この改革施行の過程に、給人知行の相対免を平均免に改め、さらに平均5歩の手上免を断行し、それを定免として固定させた。手上免とは耕地の整備により草高の免を上げたのである。寛永年間棟役銀は郡打銀と名目を変えたが、夫役銀等の諸役は、役家より持高基準に課徴する方向

をとった。かくして明暦2年村々に下附した村御印（免附状）は、改作法により確立された税制を示すものである。

第3編は改作体制の整備をもって藩制成立の基本条件として、その問題点を究明する。まず、改作奉行は慶安4年設けられ、明暦2年廃止されたが、寛文元年に常置されることになり、郡奉行が一般行政を担当するに対し、農政を専管した。十村組は寛永年間10～20カ村より50～60カ村の大組に統合され、御扶持人十村が設けられ、改作奉行常設とともにそのうちより最高級者として無組御扶持人が任命された。十村のうちに、侍代官に代り収納に当る十村代官、遠隔地へ移りその組を支配する引越十村がある。かくして十村は改作法施行に当り、改作奉行の手先として活用され、藩の末端官僚となった。能登鹿島半郡を領した長氏は地方知行の特権を固執していたが、浦野事件を機会として、寛文11年尚連の襲封に当り平均免をもって領地を相続させ、延宝8年改作法を強行した。また、加賀藩高禄者の「高免」をも同年に廃止し、平均免にふみ切った。

林・水・農産物の流通機構を整備統制することも、改作法の施行と併行して実施され、特に領内産米の流通を支配し、大阪登米船や領内の米売買を強力な統制下に置いた。正保～寛文年間には新田開発と新村樹立が飛躍的に増加する。そのうちには、里子新開といい、藩が設けた非人小屋の収容者より選出して新開に従事させたものもある。これらは小農経営の創出の好機となったが、改作法はまた小農経営を広く展開させる契機となった。下百姓はもと半隸農であったが、元禄6年の切高仕法により本百姓化の機会を与えられた。切高仕法は質入類似の法で持高が移動し混乱を生ずるため高の売買を公認したのである。改作法施行中に、弱き百姓を追放し、入替えることを藩は触れているが、強き百姓に持高を買取らせるという同じ方針を貫いたものである。買得者即ち取高当事者は下百姓・頭振に限らず、何人も該当し得たのである。切高により、流通経済の展開という現実の中で、中堅層の農民は減少し、百石以上の大高持と五石以下の小前層との両極分解が進行し、藩は新たな農政問題に当面するのである。

副論文は、加賀藩の海運・隠田および旧十村の後藤家文書につき、それぞれ述べたもので主論文の論旨を補足している。

論文審査の結果の要旨

近時、藩制史の研究は政治史的または社会経済史的立場より、共同的研究等によって藩を個別的にとりあげて成果をあげているが、研究の中心課題は、ふつう寛文～元禄期とされる藩制成立史にある。著者は近世の大藩加賀藩をとりあげ、藩制の成立過程を改作法と称する農政改革を通じて追究した。著者は多年加賀藩史の研究に従い、石川県下の地方史料に通暁すること余人の追随を許さない。改作法の目標・施行および改作法体制の整備等を多くの新事実を紹介して精密に検討し、改作法に関連して給人知行制度・本百姓の形成・郷村支配の機構等の藩制成立期の基本問題についてこれまた多くの創見を加えて解明した。加賀藩藩制史の研究をいちじるしく前進させるとともに、また近世藩制史の研究に寄与することはなほ大きい。

よって本論文は文学博士の学位論文として価値あるものと認める。